

○愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

令和3年3月26日規則第17号

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を次のように定める。

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年愛媛県規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（技術的読替え）

**第2条** 条例第4条の規定により児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「基準省令」という。）に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第33条第3項	この章	この章（第37条を除く。）の規定及び愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年愛媛県条例第15号。以下「基準条例」という。）第5条
第57条	第20条から第38条まで	第20条から第32条まで、基準条例第4条の規定により読み替えられた第33条、第34条から第38条まで

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。